

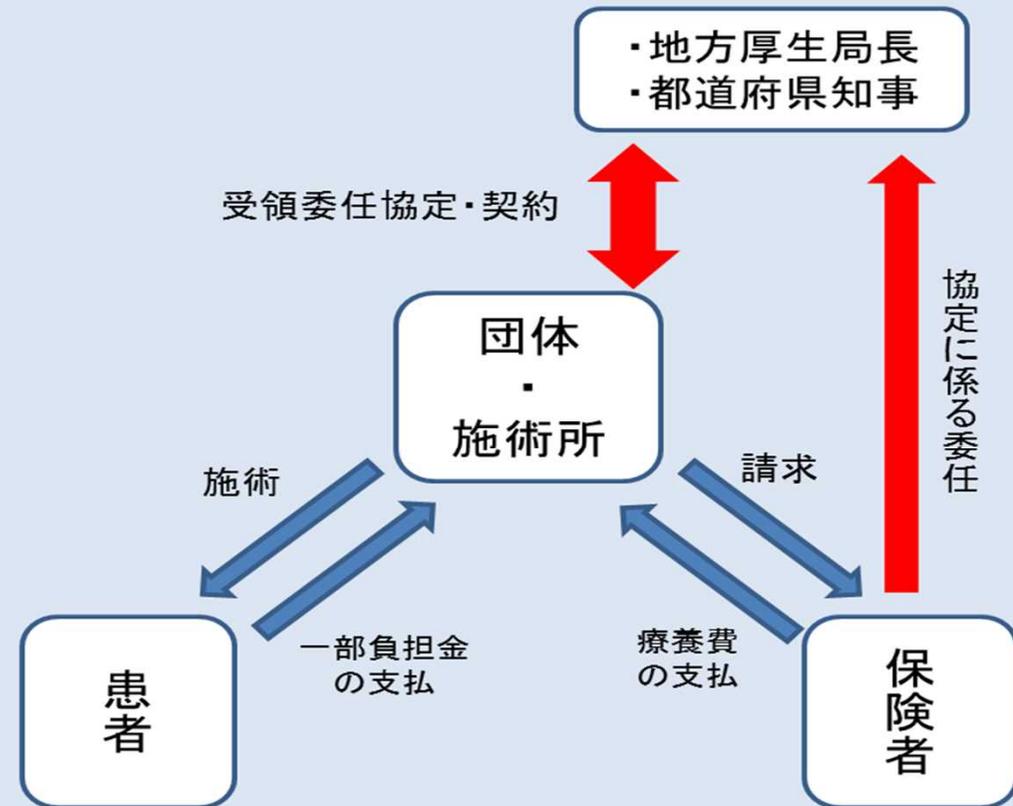
療養費検討専門委員会における論点・ 主な意見・更に議論いただきたいこと (参考資料)

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費関係

療養費の請求方法等の比較①

受領委任

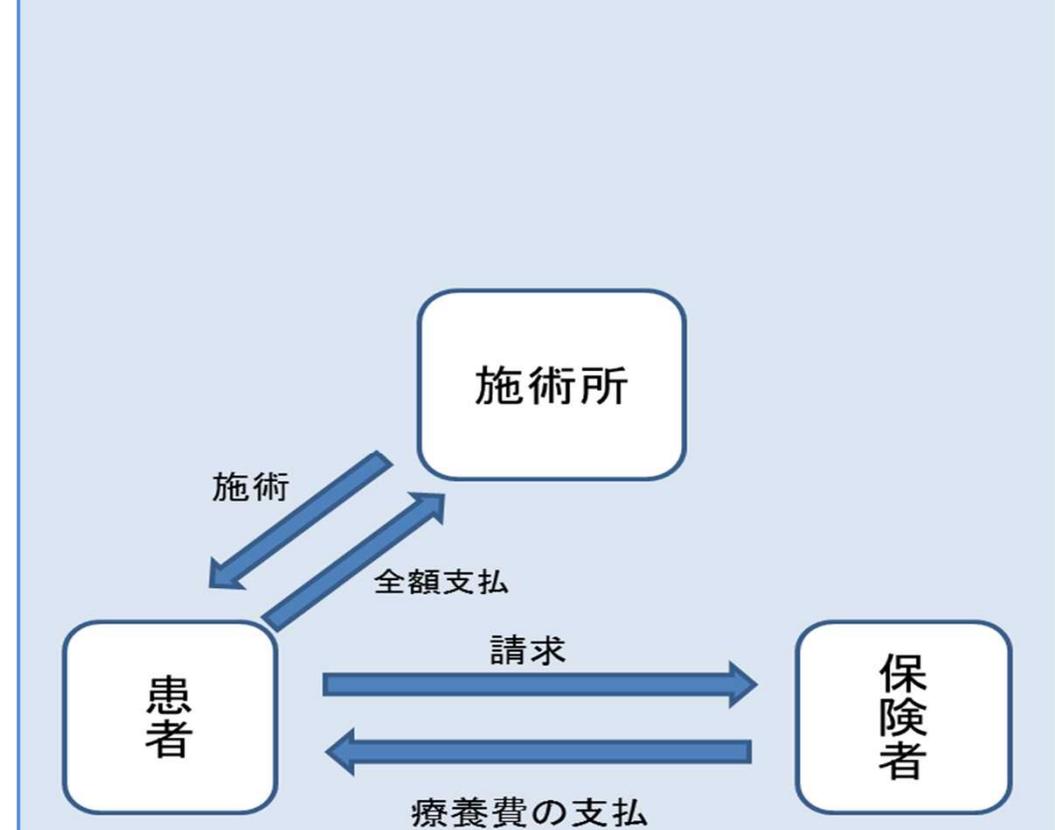
【柔道整復療養費】



○受領委任協定・契約に基づき、施術所を管理・指導監督

償還払い

【あはき療養費】



※保険者の判断で、療養費の受領を施術所等が代理することを認めている場合がある

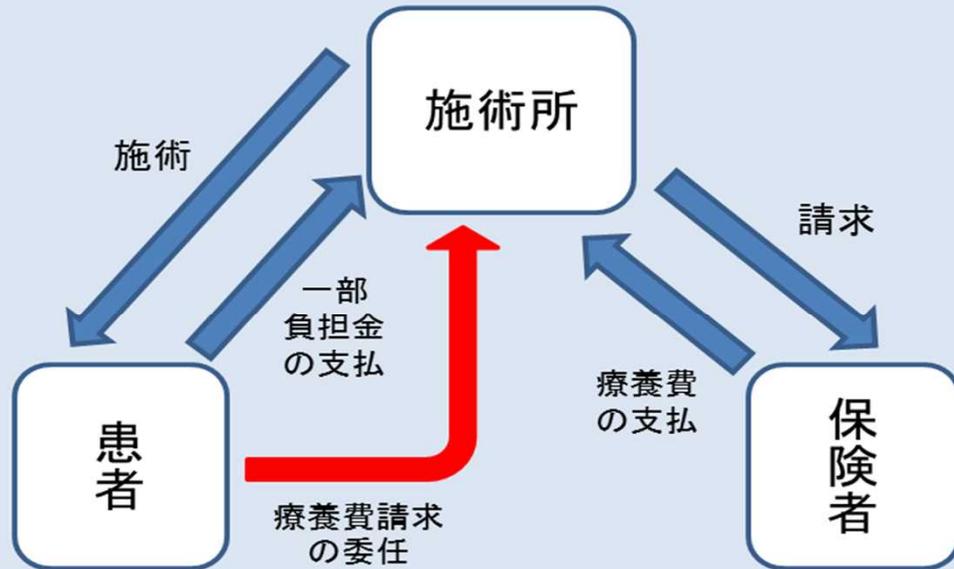
○地方厚生局は施術所を管理しておらず、指導監督はできない

療養費の請求方法等の比較②

代理受領

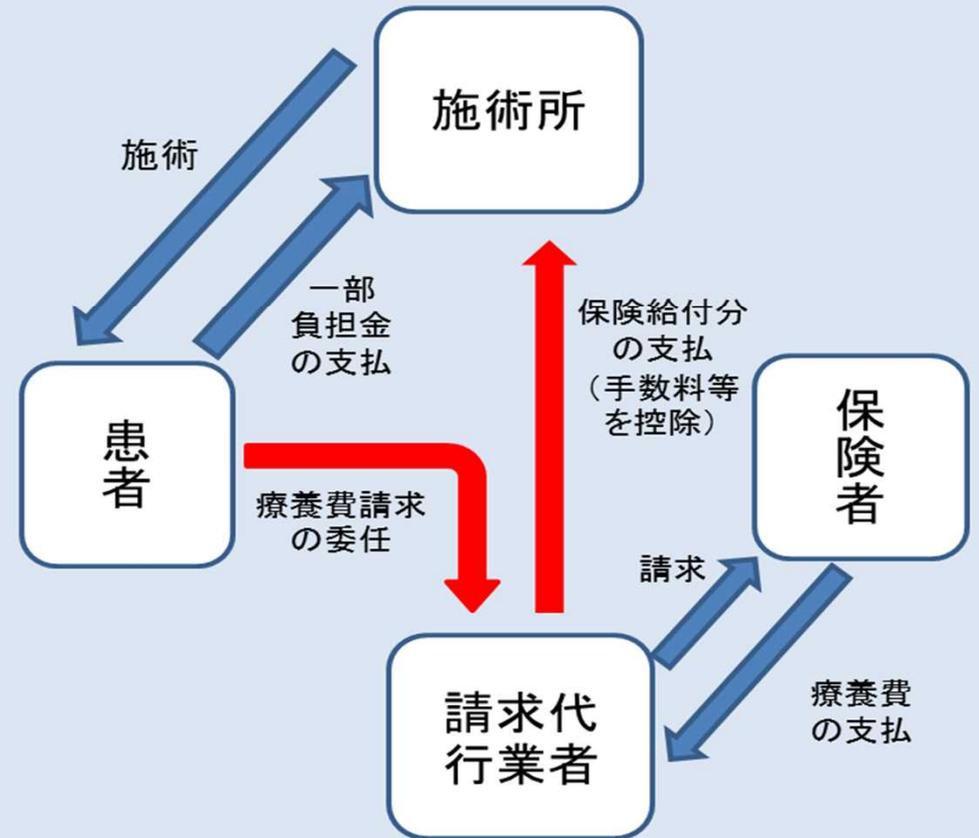
【あはき療養費】

※施術所(者)が代理受領を行っている場合



【あはき療養費】

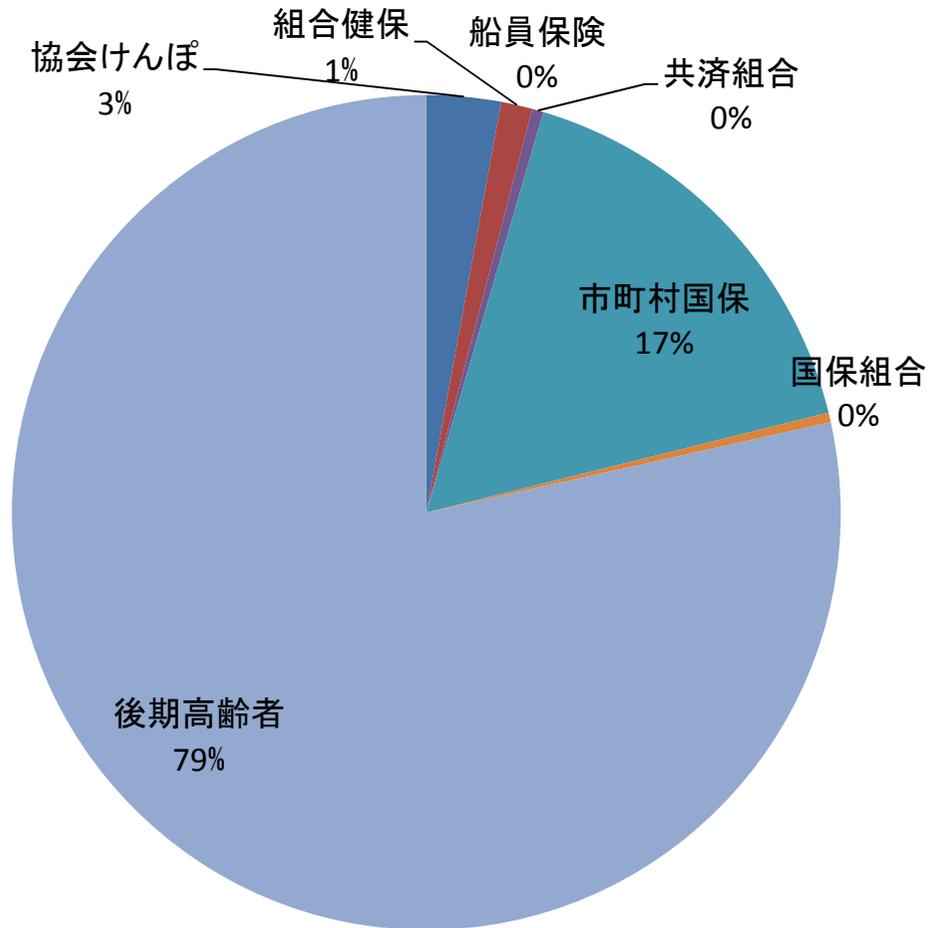
※請求代行業者が代理受領を行っている場合



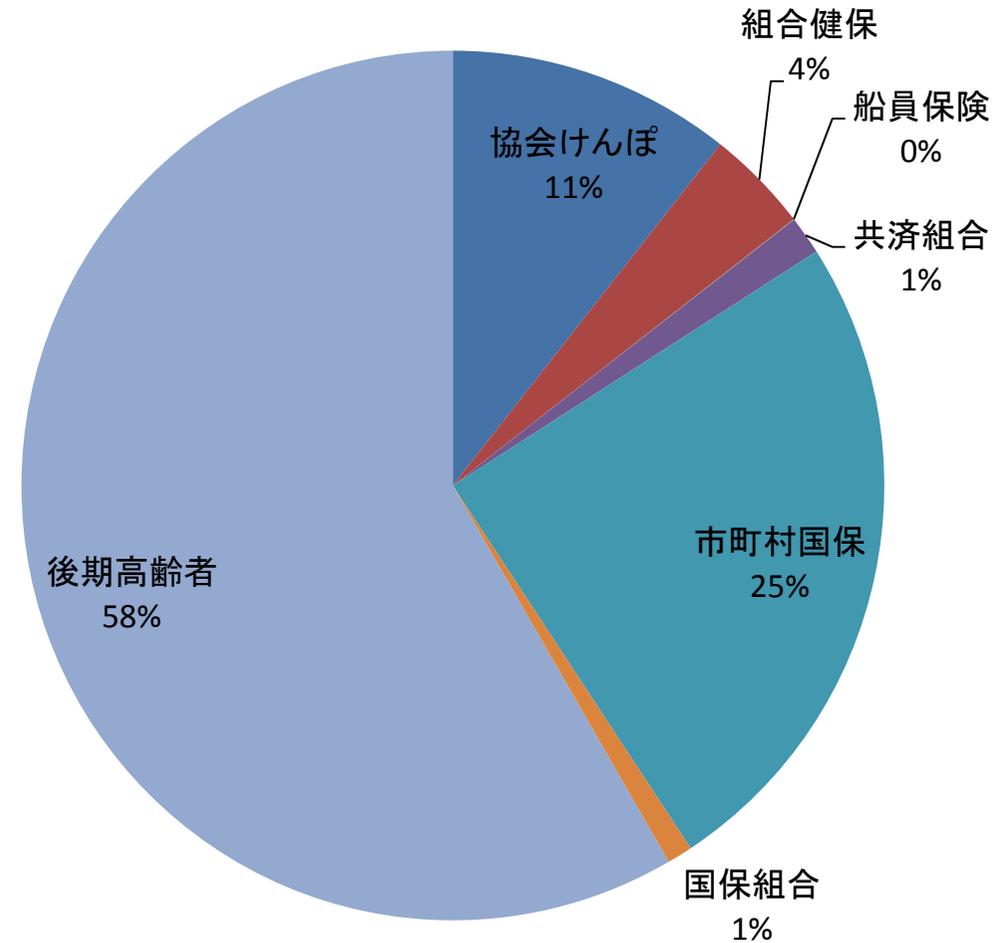
○地方厚生局は施術所を管理しておらず、指導監督はできない

療養費(医療費)の保険者別カバー率(平成26年度)

あん摩マッサージ指圧



はり・きゅう

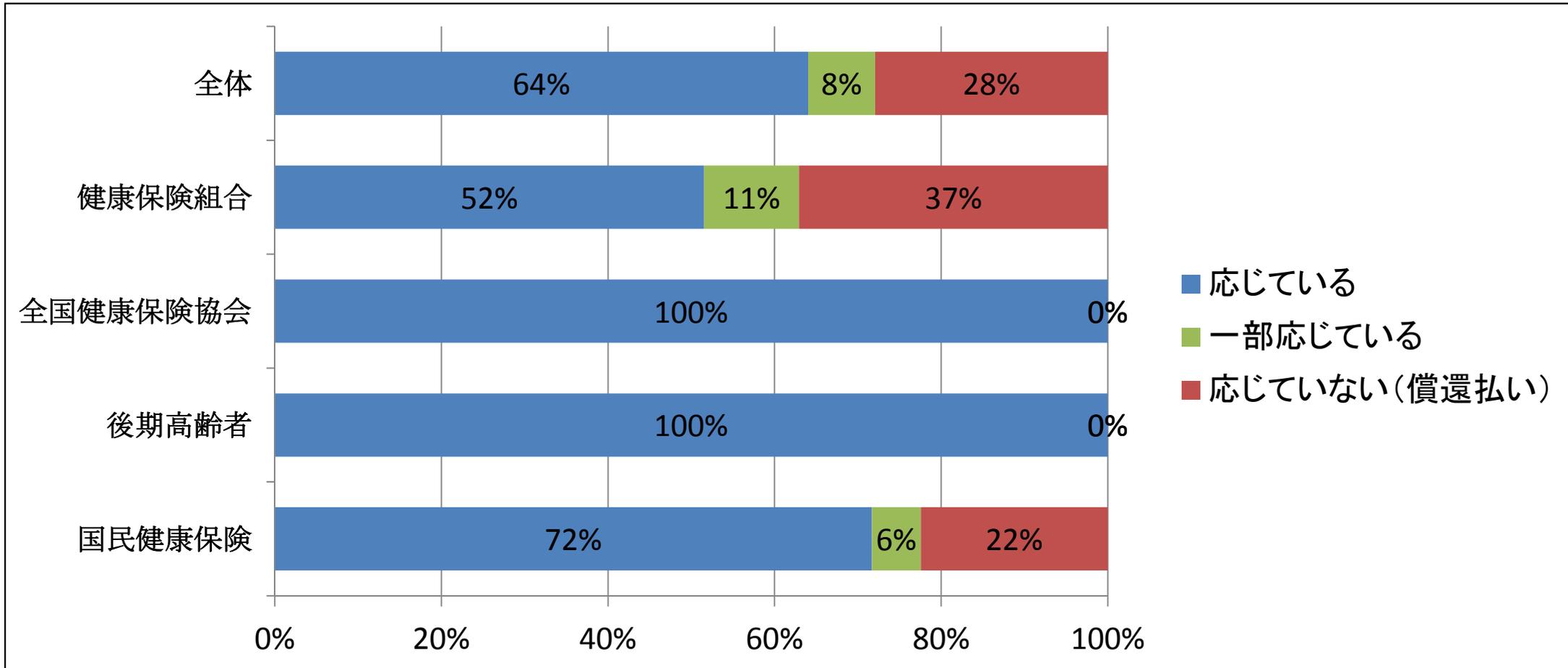


※ 「医療保険に関する基礎資料～平成26年度の医療費等の状況～」(平成28年12月：厚生労働省保険局調査課とりまとめ)を基に作成

保険者別代理受領取扱い状況(あん摩マッサージ、はり・きゅう)

○ 全国健康保険協会及び後期高齢者医療については、全ての支部又は広域連合が代理受領に応じている。保険者全体では、64%が代理受領に応じている。

■ 被保険者からの請求ではなく、施術者からの請求に応じているか



厚生労働省保険局医療課調べ(健康保険組合及び国民健康保険については平成27年4月調査時の件数。全国健康保険協会及び後期高齢者については平成29年2月調査時の件数)(未回答の保険者を除く)

(注1)健康保険組合については平成25年度の状況。国民健康保険については平成27年4月時点、全国健康保険協会及び後期高齢者については平成29年2月時点の状況。

(注2)集計にあたっては、あん摩マッサージとはり・きゅうのそれぞれを計上。そのため、割合の算出にあたっては、保険者数を2倍した上で算出。

都道府県別保険者別代理受領取扱い状況一覧(あん摩マッサージ、はり・きゅう)

あ - 4 (改)
29.1.18

都道府県	全国健康保険協会	健康保険組合				国民健康保険				後期高齢者	合計						
		回答があった 保険者数(件)	応じている	一部応じている	応じていない	回答があった 保険者数(件)	応じている	一部応じている	応じていない		回答があった 保険者数(件)	応じている		一部応じている		応じていない	
			件数(件)	件数(件)	件数(件)		件数(件)	件数(件)	件数(件)			件数(件)	件数(件)	割合	割合	割合	割合
北海道	応じている	14	10	2	2	143	61	15	67	応じている	159	73	45.9%	17	10.7%	69	43.4%
青森県	応じている	3	3	0	0	37	13	2	22	応じている	42	18	42.9%	2	4.8%	22	52.4%
岩手県	応じている	5	2	0	3	30	17	1	12	応じている	37	21	56.8%	1	2.7%	15	40.5%
宮城県	応じている	8	0	0	8	29	18	0	11	応じている	39	20	51.3%	0	0.0%	19	48.7%
秋田県	応じている	2	1	0	1	24	17	1	6	応じている	28	20	71.4%	1	3.6%	7	25.0%
山形県	応じている	5	3	0	3	33	24	2	7	応じている	40	29	71.3%	2	5.0%	10	23.8%
福島県	応じている	6	3	0	3	53	34	4	15	応じている	61	39	63.9%	4	6.6%	18	29.5%
茨城県	応じている	6	3	2	1	39	26	0	13	応じている	47	31	66.0%	2	4.3%	14	29.8%
栃木県	応じている	7	4	1	3	24	13	5	6	応じている	33	19	56.1%	6	18.2%	9	25.8%
群馬県	応じている	11	7	1	4	34	32	1	1	応じている	47	41	86.2%	2	4.3%	5	9.6%
埼玉県	応じている	26	15	3	9	59	54	3	2	応じている	87	71	81.0%	6	6.3%	11	12.6%
千葉県	応じている	31	13	3	16	50	42	3	5	応じている	83	57	68.1%	6	6.6%	21	25.3%
東京都	応じている	510	236	76	199	75	63	4	8	応じている	587	301	51.2%	80	13.6%	207	35.2%
神奈川県	応じている	65	31	6	29	39	39	0	0	応じている	106	72	67.5%	6	5.7%	29	26.9%
新潟県	応じている	16	9	1	6	28	23	2	3	応じている	46	34	73.9%	3	6.5%	9	19.6%
富山県	応じている	16	9	2	6	16	12	1	3	応じている	34	23	66.2%	3	7.4%	9	26.5%
石川県	応じている	7	6	0	1	18	15	3	0	応じている	27	23	85.2%	3	11.1%	1	3.7%
福井県	応じている	9	3	3	3	16	10	1	5	応じている	27	15	55.6%	4	14.8%	8	29.6%
山梨県	応じている	3	1	0	2	22	20	1	1	応じている	27	23	85.2%	1	3.7%	3	11.1%
長野県	応じている	20	11	3	7	59	43	2	14	応じている	81	56	69.1%	5	5.6%	21	25.3%
岐阜県	応じている	10	7	1	3	34	20	0	14	応じている	46	29	63.0%	1	1.1%	17	35.9%
静岡県	応じている	41	20	8	14	39	30	6	3	応じている	82	52	62.8%	14	16.5%	17	20.7%
愛知県	応じている	83	49	4	31	53	36	3	14	応じている	138	87	62.7%	7	5.1%	45	32.2%
三重県	応じている	8	6	2	0	31	24	0	7	応じている	41	32	78.0%	2	4.9%	7	17.1%
滋賀県	応じている	8	6	1	1	15	11	1	3	応じている	25	19	76.0%	2	8.0%	4	16.0%
京都府	応じている	23	17	2	5	30	22	6	2	応じている	55	41	74.5%	8	13.6%	7	11.8%
大阪府	応じている	146	95	13	39	49	45	2	2	応じている	197	142	71.8%	15	7.6%	41	20.6%
兵庫県	応じている	48	28	3	18	40	34	1	5	応じている	90	64	70.6%	4	4.4%	23	25.0%
奈良県	応じている	2	2	0	0	35	27	2	6	応じている	39	31	79.5%	2	5.1%	6	15.4%
和歌山県	応じている	5	4	1	1	27	18	0	9	応じている	34	23	66.2%	1	1.5%	10	29.4%
鳥取県	応じている	未回答				未回答				応じている	2	2	100.0%	—	—	—	—
島根県	応じている	2	2	0	0	13	7	1	5	応じている	17	11	64.7%	1	5.9%	5	29.4%
岡山県	応じている	7	5	0	2	24	20	2	2	応じている	33	27	81.8%	2	6.1%	4	12.1%
広島県	応じている	19	10	2	8	26	22	1	3	応じている	47	34	71.3%	3	5.3%	11	23.4%
山口県	応じている	7	3	2	3	9	8	0	1	応じている	18	13	69.4%	2	8.3%	4	22.2%
徳島県	応じている	3	1	0	2	21	12	6	3	応じている	26	15	57.7%	6	23.1%	5	19.2%
香川県	応じている	5	0	0	5	12	3	0	9	応じている	19	5	26.3%	0	0.0%	14	73.7%
愛媛県	応じている	9	5	0	5	21	16	0	5	応じている	32	23	70.3%	0	0.0%	10	29.7%
高知県	応じている	4	3	0	2	29	27	1	1	応じている	35	31.5	90.0%	1	2.9%	3	7.1%
福岡県	応じている	19	5	2	12	57	37	2	18	応じている	78	44	56.4%	4	5.1%	30	38.5%
佐賀県	応じている	1	1	0	0	20	17	1	2	応じている	23	20	87.0%	1	4.3%	2	8.7%
長崎県	応じている	3	1	0	2	20	13	1	6	応じている	25	16	64.0%	1	4.0%	8	32.0%
熊本県	応じている	5	1	1	3	33	25	2	6	応じている	40	28	70.0%	3	7.5%	9	22.5%
大分県	応じている	1	0	1	1	18	14	2	2	応じている	21	16	76.2%	3	11.9%	3	11.9%
宮崎県	応じている	4	1	1	2	26	20	0	6	応じている	32	23	71.9%	1	3.1%	8	25.0%
鹿児島県	応じている	4	3	0	2	38	25	1	12	応じている	44	30	67.0%	1	2.3%	14	30.7%
沖縄県	応じている	4	4	0	1	34	25	1	8	応じている	40	31	76.3%	1	2.5%	9	21.3%
全体(件数)	47	1241	640	142	460	1582	1134	93	355	47	2917	1867	64.0%	235	8.0%	815	27.9%
全体(割合)	—	—	51.5%	11.4%	37.1%	—	71.7%	5.9%	22.4%	—	—	—	—	—	—	—	—

厚生労働省保険局医療課調べ(健康保険組合及び国民健康保険については平成27年4月調査時の件数。全国健康保険協会及び後期高齢者については平成29年2月調査時の件数)(未回答の保険者を除く)

(注1)健康保険組合については平成25年度の状況。国民健康保険については平成27年4月時点、全国健康保険協会及び後期高齢者については平成29年2月時点の状況。

(注2)集計にあたっては、あん摩マッサージとはり・きゅうのそれぞれを計上しているため件数の合計と保険者数は一致しない。そのため、割合の算出にあたっては、保険者数を2倍した上で算出。

後期高齢者に係るあはき療養費の不正請求等の状況

あ - 2
29. 1. 18

- 後期高齢者医療制度の発足時(平成20年4月)からこれまで(平成28年11月)の不正請求等の件数は、全体で約5万5千件であり、不正請求等の金額は約9億5千万円となっている。
- 仮に、平成20年度から平成26年度までの後期高齢者医療制度における「あはき療養費」の総支給件数、総支給金額を分母として計算した場合、その割合は、件数、金額ともに0.3%となる。

制度発足時からの不正請求等の状況 (全体)

(平成28年11月8日現在)

不正請求等を行った(延べ)事業者数	不正請求等による返還請求の対象とした支給申請書の(延べ)件数	不正請求等による返還請求金額
271事業者	54,561件 (約5万5千件)	948,732,492円 (約9億5千万円)

※ 一部の都道府県については、事務処理上の請求誤り又は算定誤りとして整理したものや算定要件を満たしていないことを把握していなかったことによる不当請求分も含めて報告あり。

(参考) 後期高齢者医療制度における「あはき療養費」の支給状況 (平成20年度～平成26年度計)

支給件数	支給金額
16,268,504件 (約1,626万9千件)	359,951,483,962円 (約3,599億5千万円)

※ 「後期高齢者医療事業状況報告書(事業年報)」の各年度版を基に集計

後期高齢者に係るあはき療養費の不正請求等の状況(都道府県別)

制度発足時からの不正請求等の状況(都道府県別)

(平成28年11月8日現在)

	不正請求等を行った事業者数	不正請求等による返還請求の対象とした支給申請書(延べ)件数	不正請求等による返還請求金額(単位:円)
北海道	該当なし	—	—
青森県	該当なし	—	—
岩手県	4	247	5,209,832
宮城県	4	188	1,884,085
秋田県	3	1,658	47,822,177
山形県	5	589	2,969,450
福島県	1	248	11,467,320
茨城県	1	359	27,000,614
栃木県	1	113	4,934,685
群馬県	4	49	1,686,781
埼玉県	4	68	1,869,968
千葉県	該当なし	—	—
東京都	該当なし	—	—
神奈川県	13	5,188	102,366,442
新潟県	1	16	764,953
富山県	該当なし	—	—
石川県	2	718	12,540,474
福井県	該当なし	—	—
山梨県	1	316	4,239,667
長野県	8	167	4,190,914
岐阜県	5	6,310	7,696,976
静岡県	2	12,330	76,896,575
愛知県	8	1,320	36,550,108
三重県	2	41	708,652

	不正請求等を行った事業者数	不正請求等による返還請求の対象とした支給申請書(延べ)件数	不正請求等による返還請求金額(単位:円)
滋賀県	64	1,754	14,679,181
京都府	3	474	27,296,146
大阪府	15	3,264	138,457,071
兵庫県	29	4,704	86,255,375
奈良県	1	13	316,261
和歌山県	9	6,583	159,775,857
鳥取県	2	4	53,190
島根県	該当なし	—	—
岡山県	5	415	14,703,526
広島県	2	1,975	83,507,126
山口県	該当なし	—	—
徳島県	1	把握できず	把握できず
香川県	1	63	1,573,488
愛媛県	4	808	5,094,505
高知県	該当なし	—	—
福岡県	3	30	808,660
佐賀県	1	487	13,597,618
長崎県	45	1,064	11,841,526
熊本県	該当なし	—	—
大分県	4	536	10,833,917
宮崎県	10	2,344	26,190,803
鹿児島県	該当なし	—	—
沖縄県	3	118	2,948,569
合計	271	54,561	948,732,492

※ 一部の都道府県については、事務処理上の請求誤り又は算定誤りとして整理したものや算定要件を満たしていないことを把握していなかったことによる不正請求分も含めて報告あり。

※ 徳島県については患者調査等を行ったものの、不正認定までには至らなかったとして、件数・金額について「把握できず」として報告あり。

不正請求があった場合の対応

償還払い・代理受領（あはき）

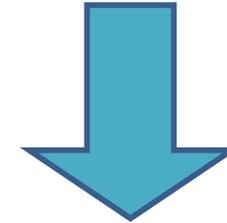
保険者 → 施術者 返還金の請求

※ 刑事罰となった場合には、あはき師の業務停止等の処分がある。

【不正請求を理由とした業務停止等の処分(H27年度)】
0件

受領委任（柔道整復師）

保険者 → 施術者 返還金の請求



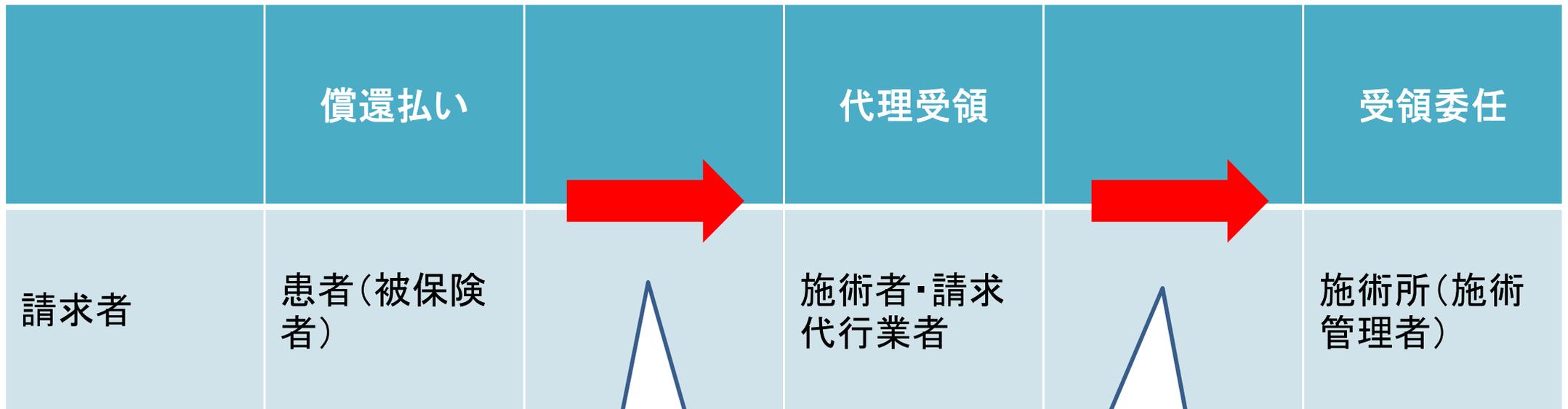
厚生局 → 施術者 受領委任の取扱いの中止(5年)

※ 刑事罰となった場合のほか、受領委任の取扱いの中止を基に、柔道整復師の業務停止等の処分がある。

【不正請求を理由とした業務停止等の処分(H27年度)】

- ・刑事罰(療養費の詐取)による免許取消 1件
- ・受領委任の中止に基づく業務停止 13件

受領委任制度と不正・給付費の関係



【償還払い→代理受領】

- ・不正・給付費が増える可能性
- ・利便性は向上

【代理受領→受領委任】

- ・不正・給付費は変わらない
- ・請求代行業者ではなく施術所(施術管理者)が請求することとなる
- ・厚生局による指導監督

柔道整復療養費について地方厚生局が行っていること

- 施術所・施術管理者・勤務する施術者の登録
- 概ね1年以内に受領委任の取扱いを登録した施術者の集団指導
- 個別指導・監査・不正の事実認定・受領委任の取扱いの中止



- 保険者からの委任を受けて、施術所と受領委任協定・契約を結ぶ中で、上記についても実施している。

保険者数（平成27年3月末）

・市町村国保	1, 7 1 6
・国保組合	1 6 4
・協会けんぽ	1
・組合健保	1, 4 0 9
・共済組合	8 5
・後期高齢者医療制度	4 7

※ これらの業務を、全ての保険者でそれぞれ行うことが可能か。

※ 一つの保険者が不正と判断したことによって、他の保険者もその施術者の代理受領を認めないということが可能か。

柔道整復師に対する指導・監査等の実施状況（厚生（支）局別）

厚生(支)局	①集団指導(人)			②個別指導(件)			③監査(件)			④中止等(件)			(参考)情報提供		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27
北海道	672	541	430	3	3	0	0	0	3	0	0	3	39	26	20
東北	713	263	226	17	14	10	5	2	1	4	0	1	31	40	46
関東信越	1,181	1,094	1,057	29	15	10	1	4	9	2	3	5	154	166	232
東海北陸	744	387	378	21	19	21	3	1	0	2	1	0	86	69	107
近畿	2,051	931	934	62	50	22	19	19	4	14	11	9	176	100	169
中国四国	335	146	192	5	11	10	3	2	3	3	1	3	34	45	54
四国	113	130	137	9	5	4	0	2	3	2	0	2	23	29	12
九州	451	608	589	12	5	12	2	5	3	1	3	2	88	73	95
計	6,260	4,100	3,943	158	122	89	33	35	26	28	19	25	631	548	735

※ 「①集団指導」の数値は対象とした柔道整復師の人数、「②個別指導」及び「③監査」の数値は実施した個別指導及び監査の件数
 ※ 「④中止等」の数値は中止及び中止相当とした件数の合計

柔整審査会、保険者等、地方厚生(支)局への情報提供の流れ

柔整審査会

○審査により、不正の疑いを見つける
【④審査基準の策定】

保険者等 又は 柔整審査会

○患者、施術者へ調査する
【⑤柔整審査会の権限強化】
【⑦通院の履歴の分かる資料の提示】

・不正請求について、客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの
あるいは
・患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分(概ね10人の患者分があることが望ましい)あるもの
について、優先して地方厚生(支)局に通報する

地方厚生(支)局

○不正請求の証明度が高いものについては、優先して個別指導・監査を行う。
※証拠がそろっているものについては個別指導を省略できることとする。
【⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、⑬地方厚生(支)局の人員体制の強化】

<まとめ>

以上をまとめると、過去の裁判では、以下のことが指摘されており、あはき療養費に受領委任制度を導入するには、その対応について検討が必要であると考えられる。

- (1) 療養費の支給は、療養の給付の補完的な役割を果たすものであり、現物給付化することは健康保険法の予定するところではない（償還払いが原則）
- (2) 受領委任払いの方法は、これを認めても弊害の生ずる危険性が乏しく、これを認めるべき必要性、相当性があるなどの特別の事情のある場合に限り認められる特例的な措置



- 不正請求等への対応
- あはき療養費に受領委任を認めるべき必要性・相当性

- (3) 受領委任払いは、保険者において施術の内容や額等について被保険者から確認することができないまま施術者により請求されることから、不正請求や業務範囲を逸脱した施術を見過ごす危険性が大きい



- 不正請求等への対応
- 実態的に約6割の保険者が代理受領に応じていることとの関係

- (4) 具体的にいかなる支給方法にするかについては、保険者の合理的な裁量に委ねられている



- 保険者の裁量との関係